

令和2年函審第1号

裁 決

漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官永本和寿出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和元年9月15日07時20分

北海道紋別港外

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

モーターボートB

総 ト ン 数 14トン

登 録 長 16.80メートル 5.43メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関 電気点火機関

出 力 670キロワット 18キロワット

### 3 事実の経過

Aは、船体ほぼ中央部に操舵室を配し、同室前部中央に操舵スタンドを備えた、さけ・ます定置漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人ほか7人が乗り組み、定置網撤収作業の目的で、船首0.5メートル船尾2.5メートルの喫水をもって、令和元年9月15日07時00分紋別港を発し、同港南東方沖合に設定された定置漁業の漁場区域に向かった。

ところで、Aは、約12ノット以上の対水速力で航行すると船首が浮上し、操舵室前部中央に立って前方を見ると、正船首方を挟み左右両舷側にそれぞれ約11度の範囲に船首死角を生じることから、平素、a受審人が、船首を左右に振るなどして同死角を補う見張りを行っていた。

a受審人は、乗組員2人を操舵室前部左舷側に、同5人を同室後部にそれぞれ待機させ、自らが操舵スタンドの右舷側に立って操船に当たり、紋別港内を東行したのち、07時18分僅か前紋別港第2防波堤灯台（以下「第2防波堤灯台」という。）から353度（真方位、以下同じ。）490メートルの地点で、周囲を一べつして他船を見掛けず、針路を109度に定めて自動操舵とし、機関を回転数毎分1,800にかけ、15.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

07時19分a受審人は、第2防波堤灯台から051度510メートルの地点に達したとき、正船首方460メートルのところに、Bを

視認することができ、同船が船首を南南西方に向けほとんど動かない様子から漂流中と判断でき、その後Bに向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、定針したとき周囲を一べつして他船を見掛けなかったので前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、船首を左右に振るなど、船首死角を補う見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かず、同船を避けることなく続航した。

こうして、a受審人は、同じ針路及び速力で進行し、07時20分第2防波堤灯台から078度850メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その船首部がBの右舷船首部に前方から64度の角度で衝突した。

当時、天候は雨で風力2の南南西風が吹き、潮候は下げ潮の末期で、視界は良好であった。

また、Bは、船尾に船外機を装備した平甲板の和船型FRP製モーターボートで、b受審人が1人で乗り組み、有効な音響による信号を行うことができる手段として呼子笛を備え、釣りの目的で、船首0.15メートル船尾0.50メートルの喫水をもって、同日06時00分紋別港の第4船だまりを発し、同港内の第4防波堤西方沖合の釣り場に至って釣りを行ったのち、釣り場を移動することとし、紋別港外となる同防波堤北東方沖合に向かった。

b受審人は、07時00分釣り場に移動したのち前示衝突地点付近で、直径約0.75メートル長さ約1.0メートルのパラシュート型シーアンカー（以下「シーアンカー」という。）を海中に投じ、同アンカーに付けた長さ約13.0メートルの合成繊維索を約10.0メートル延出して船首のたつに係止し、船首を南南西方に向け、機関を停止して漂流を開始した。

b受審人は、船体中央部で椅子に腰を掛け、釣り竿2本を右舷方に

出して釣りを再開し、07時19分前示衝突地点で、船首が203度を向いていたとき、右舷正横前4度460メートルのところに、Aを初めて視認し、その後同船が自船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近している状況を認めたが、航行中のAが漂泊中の自船を避けてくれるものと思い、避航を促す音響信号を行わず、更に接近しても機関を起動して移動するなど、衝突を避けるための措置をとることなく、漂泊を続けた。

こうして、b受審人は、Aが自船に向首したまま間近に迫って衝突の危険を感じ、立ち上がって手を振り大声で叫ぶとともにシーアンカーを揚収するなどして海中に飛び込んだ直後、Bは、225度に向首して漂泊中、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首部外板に擦過傷を生じ、Bは、両舷外板に亀裂及び船外機の脱落等を生じ、後に廃船処理された。

#### (航法の適用)

本件は、紋別港の境界付近において、航行中のAと漂泊中のBが衝突したものであるが、発生地点付近は本件に適用される港則法の航法規定がないことから、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と漂泊中の船舶の間に衝突のおそれが生じた場合の航法規定がないことから、同法第38条及び第39条を適用して船員の常務によって律するのが相当である。

#### (原因及び受審人の行為)

本件衝突は、紋別港の境界付近において、航行中のAが、見張り不十分で、前路で漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかった

ことも一因をなすものである。

a 受審人は、紋別港の境界付近において、同港南東方沖合に設定された定置漁業の漁場区域に向けて東行する場合、船首死角が生じていたのだから、前路の他船を見落とすことのないよう、船首を左右に振るなど、同死角を補う見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、周囲を一べつして他船を見掛けなかったので前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、船首死角を補う見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂泊中のBに気付かず、同船を避けることなく進行して衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

b 受審人は、紋別港の境界付近において、釣りをを行いながら漂泊中、自船に衝突のおそれがある態勢で接近するAを認めた場合、機関を起動して移動するなど、衝突を避けるための措置をとるべき注意義務があった。しかし、同人は、航行中のAが漂泊中の自船を避けてくれるものと思い、衝突を避けるための措置をとらなかった職務上の過失により、漂泊を続けて衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年2月24日

函館地方海難審判所

審判官 村 田 織 彦